

野洲市債権管理マニュアル

野洲市

令和3年10月5日 改訂 [第5版]

目 次

第1章 債権管理の基本指針

第1 基本指針

- 1 債権管理の効率化 P 2
- 2 生活困窮者の支援 P 2

第2 債権の管理

- 1 債権の区分 P 3
 - (1) 強制徴収公債権
 - (2) 非強制徴収公債権
 - (3) 私債権
- 2 債権管理の流れ P 4・5
 - (1) 強制徴収公債権
 - (2) 非強制徴収公債権・私債権

第2章 債権管理の実務

第1 債権管理スケジュール

- 1 滞納整理スケジュール P 6
- 2 滞納処分スケジュール P 7
- 3 訴訟等手続スケジュール P 8

第2 日常の債権管理

- 1 管理台帳・ファイルの管理 P 9
- 2 収納管理 P 9
 - (1) 調定
 - (2) 納入通知
 - (3) 収納

第3 債権管理事務

- 1 督促・催告 P 10～12
 - (1) 督促
 - (2) 督促の効果
 - (3) 催告
- 2 納付相談 P 13
 - (1) 債務承認
 - (2) 分割納付
 - (2) 徴収停止等
 - (3) 法的手段
- 3 滞納処分等 P 13～18
 - (1) 履行延期の特約
 - (2) 徴収停止
 - (3) 債権放棄
- 4 債権回収 P 19～23
 - (1) 履行期限の繰上げ
 - (2) 債権の保全
 - (3) 保証人に対する履行請求
 - (4) 支払督促
 - (5) 訴訟
- 5 強制執行 P 24・25
 - (1) 強制執行
 - (2) 強制執行の種類
 - (3) 財産開示手続

第4 財務上の処理

- 1 不納欠損処理 P 25

第1章 債権管理の基本指針

第1 基本指針

1 債権管理の効率化

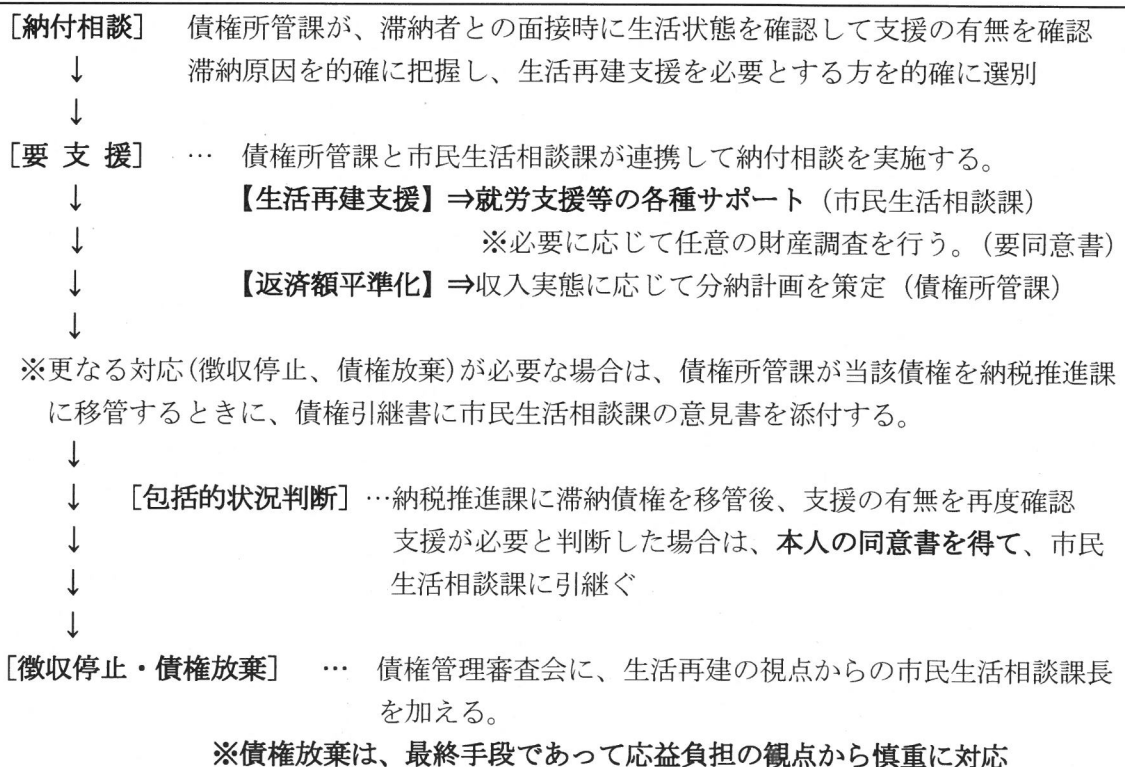
市の保有する金銭債権については、市税、介護保険料、公共施設使用料、住宅使用料、給食費等様々なものがあり、これらは発生原因や徴収方法から強制徴収公債権、非強制徴収公債権及び私債権の3種類に区分できる。市税等の強制徴収公債権は、地方税法の滞納処分の例により強制徴収が可能で滞納が発生した場合には、法の定めにより滞納者の預金、給与等を差押えて強制的に回収することができる。しかしながら、非強制徴収公債権及び私債権は、滞納整理に関して法の後ろ盾が無いため、民間の債権回収と同様に民事事件の裁判手続による強制執行が必要で、担当者には訴訟等の専門的な知識を必要とするため債権回収事務が進んでいない実態がある。これは、市税を除く他の債権は個々の所管課の担当者が管理をしている状況であって、場所によっては職員が1人で管理するなど体制が十分とは言えない状況があり、さらに、その職員も定期的に人事異動で交代するなど、債権管理に必要な専門的な知識や経験等を維持していく上で課題がある。

これらの課題を解決するため、債権管理条例等に基づき体系的に債権の管理体制及び手法の整備を図るとともに、債権管理事務を行う上で必要となる納付相談、支払督促、訴訟等の各種の手続きに関するマニュアルを定め、市債権の効率的かつ効果的な管理を図る。

2 生活困窮者の支援

滞納の発生には様々な要因があつて、リストラ等を受けたために無・低所得となり、生活困窮状態に陥ったことで滞納をしているケースもある。この様な滞納者に対しては、通常と同様の回収方法では滞納状況の一時的な解消に留まり、滞納の再発や生活状況の更なる悪化を招くおそれがあるため、債権回収を的確に行うには滞納者を生活困窮状態から脱出させることが重要となる。そのためには、就労支援等の生活再建施策と収入状況に応じた債権回収計画（分割納付、徴収停止等）を組み合わせた納付相談を市民生活相談課と連携して実施する。

[生活再建支援の体系]



第2 債権の管理

1 債権の区分

(1) 強制徴収公債権

地方税法等の公法上の原因に基づいて発生する債権で、債務者が金銭給付義務を履行しない場合には、市が公法の規定により地方税法の滞納処分（債務者の給与、預貯金、不動産等を差し押えて金銭化する一連の手続）の例により強制的に徴収できる債権をいう。当該債権は、地方自治法等の公法の規定により2年又は5年の時効期間の経過によって時効消滅する。

[主な強制徴収公債権]

- ア 地方税(地方自治法第223条)
- イ 分担金(同法第224条)
- ウ 加入金(同法第226条)
- エ 過料(同法第228条②、③等)
- オ 法律で定める使用料その他の地方公共団体の収入
 - (ア) 下水道使用料(下水道法第20条)
 - (イ) 保育所保育料(児童福祉法第56条①)
 - (ウ) 介護保険料(介護保険法第129条①)
 - (エ) 道路占用料(道路法第39条)
 - (オ) 後期高齢者医療保険料(高齢者の医療の確保に関する法律第104条)

(2) 非強制徴収公債権

公法上の原因に基づいて発生する債権ではあるが、強制徴収公債権とは異なり滞納処分することはできず、民事訴訟法に基づき裁判所に支払督促、訴えの提起等の手続をし、判決を受けるなどして債務名義を得た後に裁判所に強制執行（債務者の給与、預貯金、不動産等を差し押えて金銭化する一連の手続）の申立てを行うことで回収できる債権である。

当該債権も強制徴収公債権と同様に、公法の規定により5年の時効期間の経過によって時効消滅する。

[主な非強制徴収公債権]

幼稚園保育料、公共施設使用料、子どもの家使用料、行政財産目的外使用料、ごみ処理手数料、各種証明手数料、生活保護費返還金(生活保護法第63条) 等

(3) 私債権

市と相手方との私法上の原因（契約等）に基づき発生する債権で、民と民の契約と同様に、民事訴訟法に基づき裁判所に支払督促、訴えの提起等の手続をし、判決を受けるなどして債務名義を得た後に裁判所に強制執行（債務者の給与、預貯金、不動産等を差し押さえて金銭化する一連の手続き）の申立てを行うことで回収できる債権である。

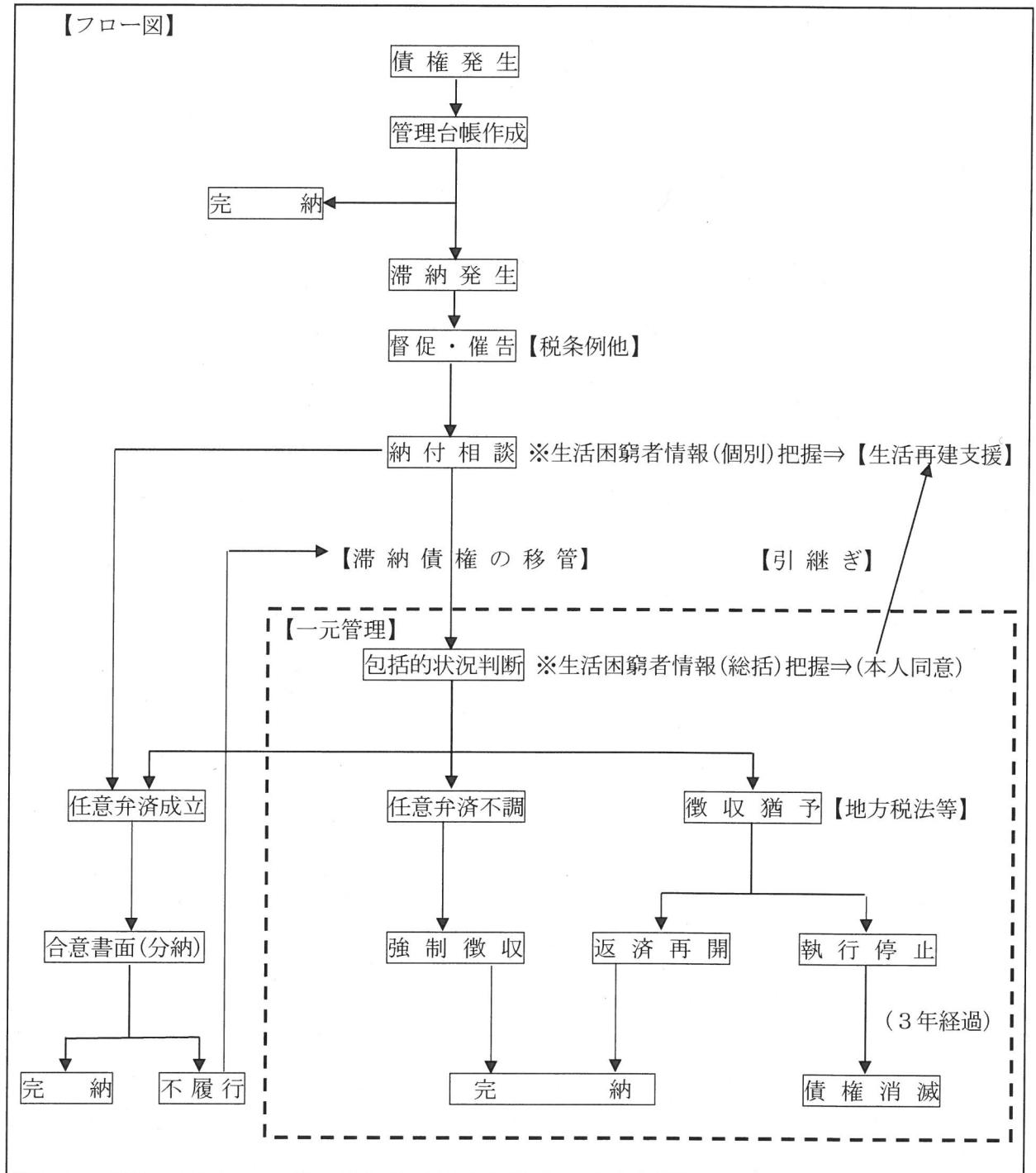
当該債権は、民法の時効規定が適用され、同法第166条等の規定により20年から5年までの時効期間（改正民法により債権の原因となる法律行為が法施行日（令和2年4月1日）以降の場合は、短期消滅時効が廃止されるとともに、消滅時効の起算点に主観的起算点が新設され、「権利を行使することを知った時から5年（個別法の適用がある場合を除く。）」又は客観的起算点となる「権利を行使することができるときから10年」のいずれか（自治体の私債権は、これらの起算点が一致するので、実質は基本的な消滅時効期間を5年）が適用される。ただし、時効の完成には、時効によって利益を受ける者（債務者）が時効の利益を受ける意思を表示（時効の援用）することが必要となる。

〔主な私債権〕

市営住宅使用料、水道使用料、学校給食費、土地売却収入、不動産貸付料 他

2 債権管理の流れ

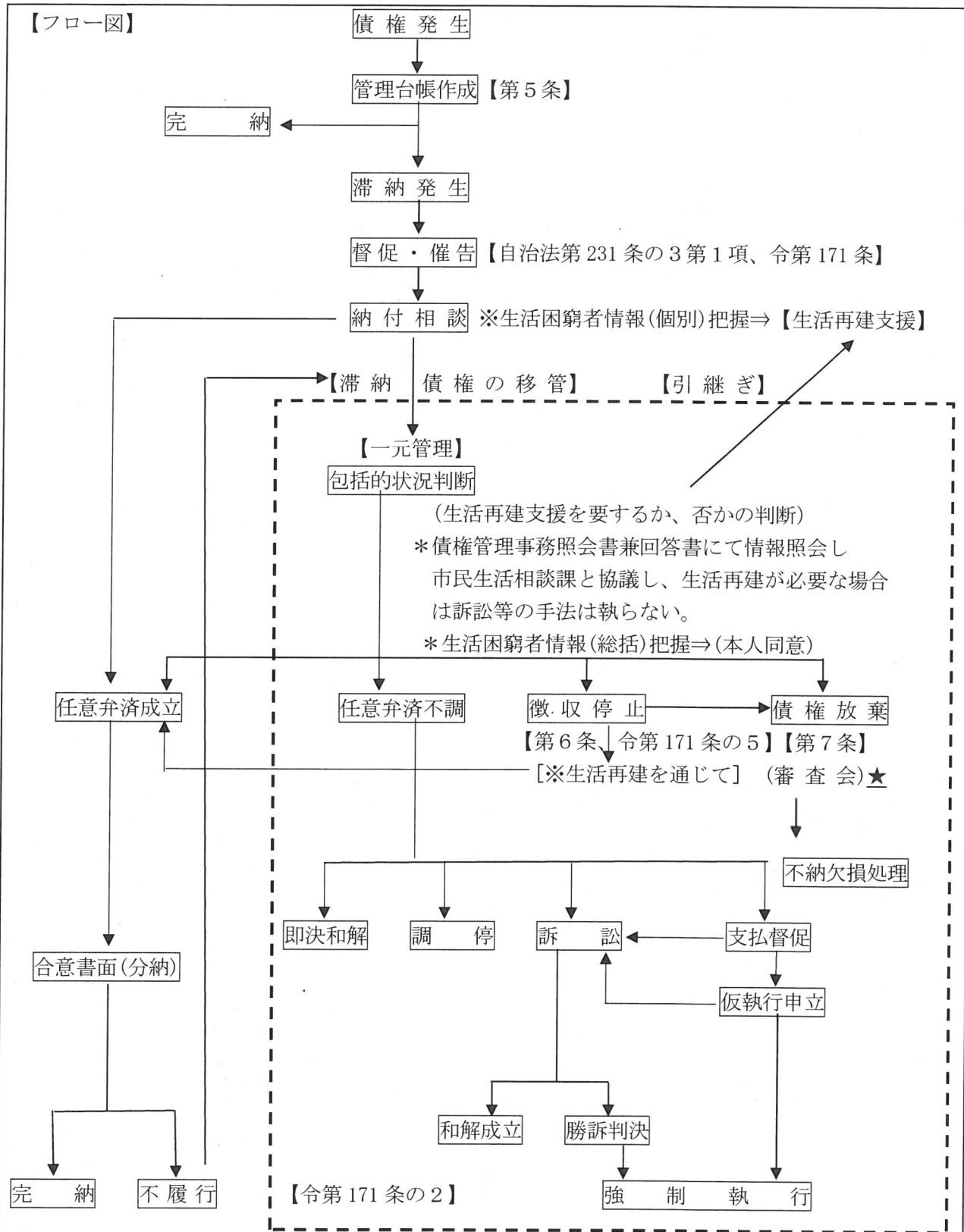
(1) 強制徴収公債権



※当面の間については、強制徴収公債権の一元管理は行わず非強制徴収公債権及び私債権の一元管理による事務効率や問題点を分析した後に移行時期を検討する。

(2) 非強制徴収公債権・私債権

【フロー図】



★債権放棄に関しては、各債権所管課において、既に条例第7条に規定する状況にあると確認されている場合は、そのまま納税推進課に債権放棄案件として移管し、債権審査会にて各債権所管課が説明を行い、債権放棄の決定を行う。

第2章 債権管理の実務

第1 債権管理スケジュール

滞納整理、滞納処分及び強制執行については、以降に定める基本スケジュールを参考に個々の債権の特徴（納期数、時効の有無及び期間、債権額等）を考慮して事務を遂行する。

1 滞納整理スケジュール

債権所管課

★非強制徴収公債権及び私債権のうち、事前に各債権所管課にて条例第7条（債権放棄）の基準を満たしていると確認されている債権は納税推進課へ別に移管し債権管理審査会審査にて審査する案件とし、債権放棄決定後、不納欠損処理を各債権所管課にて行う。

債権の発生 → **納付書発行** → **滞納発生** → **督促**
督促 [督促状]

↓ ①納期限経過後 20 日以内に督促状を発送する。

↓ （税の場合、督促発送日から 10 日経過後に時効が進行する。）

↓ （非強制徴収公債権及び私債権の場合、督促送達日の翌日から時効が進行する。）

↓ ②公債権は、督促手数料及び延滞金を市督促条例等に基づき徴収する。

↓ ③私債権は、原則督促手数料は徴収しない。遅延損害金は、徴収できるが、原則徴収しない。

↓ （根拠法）地方自治法第 231 条の 3 第 1 項、自治令第 171 条、地方税法第 329 条第 1 項

↓ 地方自治法第 236 条第 4 項 地方税法第 18 条の 2 第 1 項第 2 号等

面接及び催告等 下記の手法から滞納者の状況に応じて臨機応変に実施する。

↓ ①滞納者に来庁期限を定めた文書により出頭を要請する。

↓ ②滞納者の居所に行き滞納者の実態を調査すると共に訪問催告を複数体制で昼夜含め、複数回実施する。

↓ ③定期的に継続して電話催告を行う。

↓ ④催告状発送 督促納期限後に未納がある場合、年 1 回以上催告状を発送する。

↓ ⑤上記①から④までを繰り返し実施した結果、分割納付等にて支払意思を示した場合、併せて個人情報調査照会及び利用に関する同意書も取得するよう努める。（非強制徴収公債権及び私債権の場合）

↓ ⑥時効が迫っている場合、債務承認書（P13 参照）等により時効の延長を図る。

↓ [生活困窮者情報（個別）把握]

↓ 債権所管課は、催告する際には滞納者の生活状況や滞納理由を確認し、生活困窮状態であると認められる場合は、市民生活相談課と連携して納付指導を行う。市民生活相談課は、必要に応じて滞納者の同意を得て家計状況を調査し、債務及び収入の状況に応じた生活再建プランを策定して各種の支援をする。

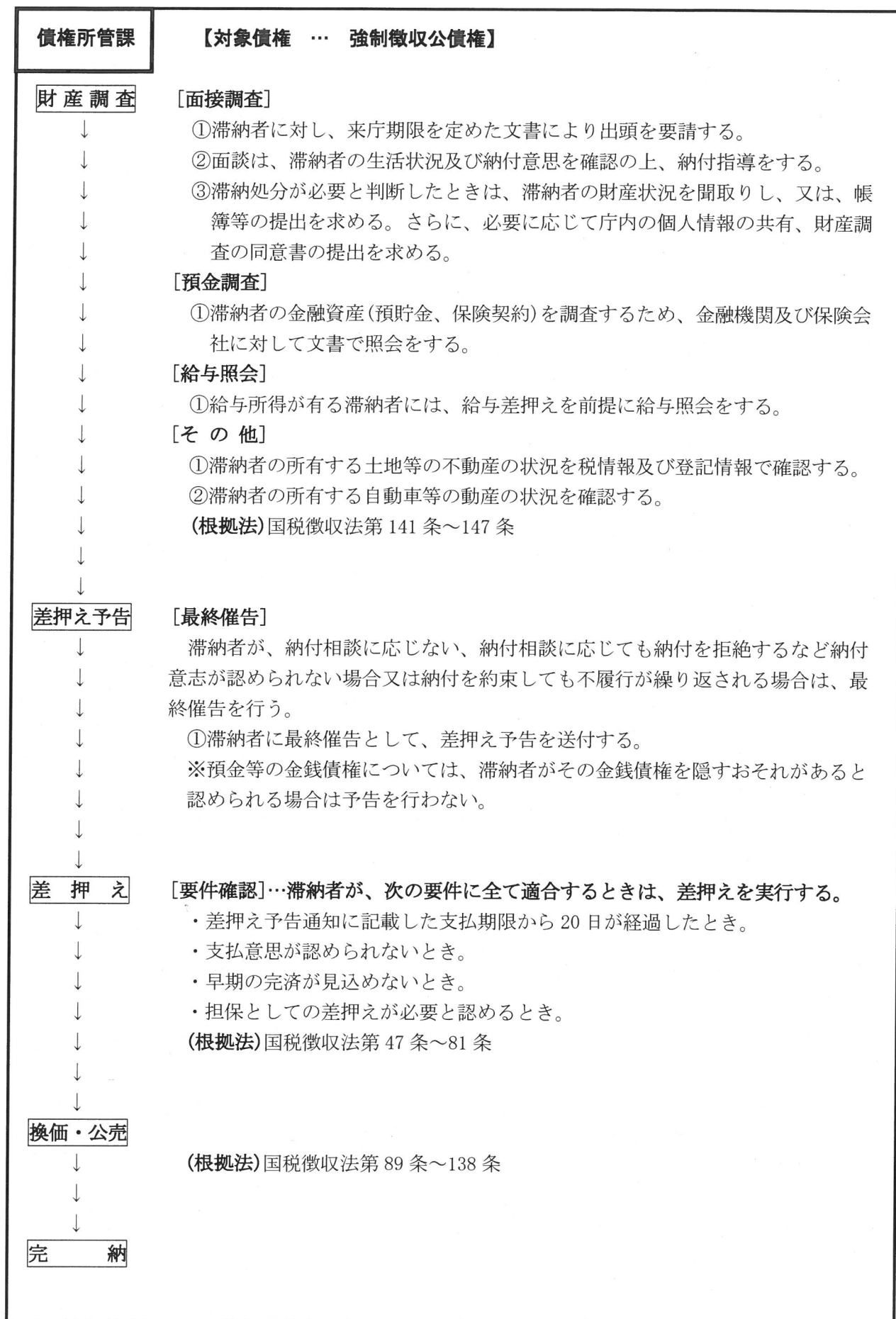
↓ **滞納処分(P7)** (強制徴収公債権)
債権の移管 [移管協議]

債権所管課は、滞納者が催告に応じないため支払督促等の法的手段を講じる必要があると判断したときは、別に定める移管基準により納税推進課と協議の上、移管手続に入る。まずは、各債権所管課が納付通知書兼債権移管予告通知書を送付し、納付に意欲的な反応がない場合、市長の承認後に債権を移管する。この時に移管を受けた納税推進課からも納付通知書兼債権移管通知書を送付する。

↓ **訴訟等手続(P8)** (非強制徴収公債権・私債権)

★各債権所管課で独自でマニュアルを定めている場合は、そのマニュアルに準拠して行う。

2 滞納処分スケジュール



3 訴訟等手続スケジュール

納税推進課

【対象債権 … 非強制徴収公債権・私債権】

★移管を受けた債権は、納税推進課が「債権管理事務照会書兼回答書」にて各債権所管課に照会し、その内容によっては、市民生活相談課と協議し、生活再建等が必要な場合は、訴訟等の手法は採らない。

訴訟等手続

訴訟等の手続は、滞納者の状況に応じて有効性や採算性を考慮して選択する。状況によっては、債権放棄又は徴収停止対象とする。

[支払督促]

債権の存否に争いがなく、かつ、債権額が多額でない場合に有効な手段で、簡易裁判所において、裁判所に出頭することなく、迅速・安価に債務名義を取得することができる。

(根拠法) 民事訴訟法第 383 条

[小額訴訟]

60 万円以下の金銭債権を対象として、審理手続を簡易化して原則裁判は 1 日で終了し、その場で判決が出る。(1 年間で利用できる回数は、10 回が上限。被告の申述があった場合は、通常の訴訟手続に移行する。)

(根拠法) 民事訴訟法第 368 条

[訴えの提起]

支払督促で債務者からの異議申立てが確実な場合や、債権額が多額である場合等に行う。(140 万円以下 簡易裁判所、140 万円超 地方裁判所)

(根拠法) 民事訴訟法第 133 条、裁判所法第 33 条

債務名義取得

勝訴判決等により、債務名義を取得する。

[債務名義]

強制執行によって実現される請求権が存在することを公証する法定文書で強制執行を行うために必要となる。具体的には、民事執行法第 22 条で次のように定められている。

- ・確定判決
- ・仮執行の宣言を付した損害賠償命令
- ・仮執行の宣言を付した支払督促 など

強制執行

債務名義を取得したときは、滞納者の財産の有無に応じて強制執行の手続を進める。また、強制執行に当たって滞納者の財産が不明の場合は、裁判所の財産開示手続の申立て等により財産を把握した後に強制執行の手続を行う。

[不動産執行]

土地、建物等の不動産を対象として、強制競売等の方法によって行われる。

[動産執行]

家財道具、商品、株券等の動産を対象として、裁判所の執行官が実施する。

[債権執行]

預金、給与（予告通知が必要）、売掛金等の金銭債権を対象として、裁判所が実施する。

(根拠法) 民事執行法第 43 条、第 122 条、第 143 条、第 196 条～第 203 条

配当・完納

第2 日常の債権管理

1 管理台帳・ファイルの管理

債権は、債権管理条例施行規則(以下「規則」という。)に定める事項を記載した台帳を作成して適正に管理をする。台帳は、滞納が発生した場合には、債権を回収するための基礎記録となるだけでなく、滞納者との交渉記録や催告の状況などの記録と併せて活用することで、滞納者に対する効果的な納付指導を行うことができる。その後、訴訟に発展した場合においても、裁判で市側の管理経過を説明する資料として有効でもある。台帳の管理は、記載されている個人情報的重要性から取り扱う際には、市個人情報保護条例等の関係法令に十分に留意する。

債権管理条例

(管理台帳)

第5条 市長は、非強制徴収公債権及び私債権(以下「非強制徴収公債権等」という。)を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする。

債権管理条例施行規則

(管理台帳)

第4条 条例第5条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 債権の名称
 - (2) 債権の額
 - (3) 債務者の住所及び氏名(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
 - (4) 債権の根拠法令及び発生年月日
 - (5) 債権の履行期限その他履行方法に関する事項
 - (6) 債権の徴収に係る履歴
 - (7) 担保又は保証人に関する事項
 - (8) 債権者の財産に関する事項
 - (9) 納付相談の概要(日時、立会人、相談内容等)
 - (10) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項
- 2 市長は、債権の管理上必要がないと認める場合は、前項各号に掲げる事項のうち、その一部の記載を省略することができる。

2 収納管理

市の収納は、地方自治法第231条で「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。」と定められている。この納入の通知には、自治法第236条第4項の規定による時効の更新の効力がある。

(1) 調定

調定は、地方自治法施行令第154条第1項に規定された事項「所属年度、歳入科目、納入金額、納入義務者等」を調査して行う。

(2) 納入通知

納入の通知は、自治法施行令第154条第3項に規定された事項「所属年度、歳入科目、納入金額、納期限、納入場所等」を記載した納入通知書を発行する。

(3) 収納

納入通知書により納入があった時は、会計管理者を経由して収入日計表及び納入済通知書が送られてくるので、それをもとに台帳に記入し、又はコンピューター管理システムにデータ入力して債権の管理を行う。

第3 債権管理事務

1 督促・催告

債務者が納入通知書に記された納期限までに納入しない場合は、強制徴収公債権及び非強制徴収公債権にあつては自治法第231条の3第1項の規定により、私債権にあつては自治法施行令第171条の規定により、納付期限を指定して督促しなければならない。

(1) 督促

督促は、原則として納付期限経過後20日以内に発するものとし、指定する納付期限は、発付の日から10日以内の期日とする。

(2) 督促の効果

強制徴収公債権に係る督促については、滞納処分的前提条件になるものであるから、督促をしないと地方自治法第231条の3第3項による滞納処分手続に入ることができない。

非強制徴収公債権及び私債権については、強制徴収公債権とは異なり滞納処分はできないが、督促は民法上の催告と同義であるので、その後、裁判上の手続により強制的に債務内容の実現を図る上で意味がある。

また、督促は、自治法第236条第4項の規定により時効の更新の効力を有している。ただし、この効力は、最初の督促に限られる。

	督促	延滞金
強制徴収 公債権	督促手数料の徴収可 (根拠)自治法第231条の3第2項 (金額)市督促・延滞金条例ほか	延滞金の徴収可 (根拠)自治法第231条の3第2項 (金額)市督促・延滞金条例ほか
非強制徴収 公債権	督促手数料の徴収可 (根拠)自治法第231条の3第2項 金額 市督促・延滞金条例ほか	延滞金の徴収可 (根拠)自治法第231条の3第2項 (金額)市督促・延滞金条例ほか
私債権	督促手数料の徴収不可	延滞金の徴収不可 ただし、遅延損害の徴収をすることが できるが、原則徴収しない。

地方自治法

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

5～10 【略】

(金銭債権の消滅時効)

第二百三十六条 【略】

2・3 【略】

4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、時効の更新の効力を有する。

地方自治法施行令

(督促)

第百七十一条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に特別の規定があるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、手数料及び過料その他の市の税外収入金（以下「税外収入金」という。）の督促に係る手数料及び延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(督促状の発付)

第2条 税外収入金を納期限内に納めない者があるときは、市長は、納期限後20日以内に督促状を発する。

2 督促状に指定すべき期限は、その発付の日から10日以内とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(督促手数料)

第3条 督促状を発した場合には、督促手数料を徴収する。

2 督促手数料の額は、督促状1通につき100円とする。

(3) 催告

催告は、滞納者に対して納付を促す有効な手段であるので、納付指導と併せて適切な時期を見計らって実施する。催告には、必要に応じて、分納申請の案内書、面談申入れ通知、債権の移管通知又は差押え予告通知を同封し、強く早期の納付を促すようにする。

なお、催告があったときは、民法第150条の規定によりその時点から6か月を経過するまでの間は、時効は完成せず、この間に行った再度の催告は、時効の完成猶予の効力を有しない。

民法

(仮差押え等による時効の完成猶予)

第四百九条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了した時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

- 一 仮差押え
- 二 仮処分

(催告による時効の完成猶予)

第五百十条 催告があったときは、その時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

- 2 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、前項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。

2 納付相談

督促によっても、なお履行されない場合は、速やかに滞納者に連絡をして、未納付の理由、納付の意思等を確認し、今後の債権回収の進め方を決める。

納付相談は、滞納者と電話又は面談によって直接対応する機会であるので、可能な限り滞納者の意思確認及び生活状況の把握に努め、滞納者が滞納する原因を追究し、その原因に応じた指導を行わなければならない。納付相談においては、生活困窮者の捕捉漏れをなくし、生活困窮者の早期支援のために、家計状況聴き取りシートを利用して、全ての滞納者からその収入、支出、財産状況、同居家族の生活状況を聴取する。

また、民間の債務を負担している滞納者に対しては、債務状況聴き取りシートでその債務の内容を把握する。家計状況聴き取りシート、債務状況聴き取りシートは、その後の家計管理支援、債務弁済計画の作成、野洲市債権管理条例（以下「条例」という。）第6条及び第7条第1項第5号の「著しい生活困窮状態」にあるかどうかの判断に用いる。

また滞納者が、公金債権の重複滞納者の可能性もあることから、納税推進課において庁内情報を集約して、滞納者の全ての公金債権の滞納状況を把握するため、個人情報（税務情報）の取扱いに関する同意書の提出を求める。

(1) 債務承認

債務者に未納額を確認させ、債務が存在することを承認させる。承認には書面に債務名義、債務額等を記載したものに自筆にて署名押印（状況によっては署名のみ）を求める。（民法第152条（P17参照））

(2) 分割納付

納付相談を通じて、滞納者から資金面で一括納付ができないため分割納付をしたい旨の申出があった場合は、履行延期の特約の適用要件を説明し、併せて当該滞納者が要件に適合するかを調査するものとする。また、分割方法については、無理な納付計画とならないように滞納者の収入や生活実態を勘案して、実行可能な納付計画を作成すること。

(3) 徴収停止等

納付相談を通じて知り得た情報により、滞納者が失業、入院等のために無収入の状況である場合や債務超過状態で納付が困難であると認められる場合であって、かつ、分割納付では対応できないと判断したときは、徴収停止、債権放棄等の措置及び生活再建支援の適用要件を説明し、併せて当該滞納者がこれらの要件に適合するかを調査するものとする。この調査は、滞納者から資産及び債務の係る関係資料の提出を求めるとともに、市が実施する調査に必要となる同意書をあらかじめ求めておくものとする。

(4) 法的手段

滞納者が催告及び納付指導に応じない場合で、分割納付、徴収停止及び債権放棄等の措置要件に適合しないときは、原則として滞納処分（地方税法、自治法第231条の3ほか）又は訴訟手続（自治法施行令第171条の2）を行わなければならない。

3 滞納処分等

(1) 履行延期の特約

非強制徴収公債権及び私債権について、分割納付等の履行期限を延期する特約をする場合には、滞納者が自治法施行令第171条の6第1項各号に掲げる要件に適合していなければならない。

当該滞納者が要件に適合していると認めたときは、規則第12条に規定する履行延期申請書により行うものとする。ただし、履行延期の決定までに発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金については、地方自治法施行令第171条の6第2項の規定により免除できないので注意すること。

地方自治法施行令

(履行延期の特約等)

第百七十一条の六 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

【用語】

「無資力」

資力がないこと。又は財産を持っていたとしても他の債務の担保に充てられていて無価値に等しいこと、かつ、収入が生活若しくは事業を維持するに足りないと認められること。

「無資力に近い状態」

無資力に準じる場合で、収入が少ないため、当該債務を履行すると生活又は事業を維持することができなくなると認められること。

なお、厚生労働省が調査した「生活保護基準未満の低所得世帯数の推計について」（平成 22 年 4 月 9 日発表）によれば、世帯収入だけで判断すると生活保護の捕捉率は 15%、これから最低生活費 1 箇月分以上の生活費の貯蓄のある世帯を除いても 32%、さらに住宅ローンのある世帯を除いても 68%と推計されている。

すなわち、生活費 1 箇月分の貯蓄がありながらも、生活保護基準の収入以下で暮らしている世帯が、現在生活保護を受けている世帯の 2 倍以上存在するということである。生活保護の受給要件を満たしていることを知らず、あるいはその受給を敢えて辞して、自力で努力している生活困窮者を把握し、生活再建支援の端緒とすることが条例の特色である。

(2) 徴収停止

徴収停止とは、積極的な管理を行わないこととする内部的な債権の整理である。

非強制徴収公債権及び私債権について、徴収停止をする場合には、滞納者が自治法施行令第 171 条の 5 各号に掲げる要件又は条例第 6 条に適合していなければならない。

当該債権を管理する担当者は、当該滞納者が要件に適合していると認める場合は徴収停止の措置をする理由を記した回議書を起案し、市長の決裁を得るものとする。また、停止中の債権を適切に管理するため、債権管理台帳に適用法令、措置日、理由を記して管理しなければならない。

また、徴収停止をした債権については、督促や催告、時効期間が満了に近づいても時効の完成猶予又は更新の措置をとる等、債権の保全及び取立の手立てをとらなくともよい。

徴収停止した場合は、原則1年ごとに生活保護受給状況や預金等の調査を実施し、債務者の資金状況が好転したことが判明したときは、その措置を取り消す。

地方自治法施行令

(徴収停止)

第七十一条の五 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

債権管理条例

(徴収停止)

第6条 市長は、非強制徴収公債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条の5各号に掲げるもののほか、債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けているとき、又はこれに準ずる状態をいう。以下同じ。）にあり、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

【用語】

「これに準ずる状態」

債務者は、現時点では生活保護法による扶助を受けていないが、申請を行えば同法の適用を受けることができると想定される状態をいう。

(3) 債権放棄

非強制徴収公債権及び私債権について、滞納者が条例第7条各号に掲げる要件に適合していると認めた場合は、当該非強制徴収公債権及び私債権並びにこれに係る延滞金又は遅延損害金その他の徴収金の全部又は一部を放棄することができる。しかしながら、市民の公平負担の観点及び応能応益の原則から、その判断は十分に慎重に行うべきであって、滞納者等の調査を行い、規則第14条の規定により設置する債権管理審査会において厳正に審査をする。

債権管理条例

(債権放棄)

第7条 市長は、市の非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収公債権等及びこれに係る延滞金又は遅延延滞金その他の徴収金の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 私債権について消滅時効に係る時効期間が経過したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
- (2) 債務者である法人の清算が終了したとき。ただし、当該法人の清算につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について前号及び次号から第7号までに掲げる事由がない場合を除く。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の額の合計を超えないと見込まれるとき。
- (4) 債務者が破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項本文その他の法令の規定によりその責任を免れたとき。
- (5) 債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、当該非強制徴収公債権等その他の債権について弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (6) 債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、市長が徴収の見込みがないと認めるとき。
- (7) 前条の規定により徴収停止の措置を講じた場合において、当該措置を講じた日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。

債権管理条例施行規則

(債権管理審査会)

第14条 条例第7条に規定する債権放棄の可否を審査するため、野洲市債権管理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 総務部長
- (2) 総務部税務課納税推進課長
- (3) 総務部税務課長
- (4) 市民部市民生活相談課長
- (5) 当該債権を移管前に所管していた所管課長等

3 審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

①要件の適用基準

[1号要件]

各私債権について、民法の規定するそれぞれの消滅時効に係る時効期間が経過したもので、かつ、滞納者が時効を援用する見込みがある場合が該当する。この時効期間の計算に当たっては、分割納付、一部弁済、債務承認等は民法第152条第1号の承認に該当し、時効の更新事由となるので留意すること。

民法

(裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新)

第四百四十七条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する(確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する)までの間は、時効は、完成しない。

- 一 裁判上の請求
- 二 支払督促
- 三 民事訴訟法第二百七十五条第一項の和解又は民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)若しくは家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)による調停
- 四 破産手続参加、再生手続参加

(強制執行等による時効の完成猶予及び更新)

第四百四十八条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する(申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する)までの間は、時効は、完成しない。

- 一 強制執行
 - 二 担保権の実行
 - 三 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第九十五条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売
 - 四 民事執行法第九十六条に規定する財産開示手続又は同法第二百四条に規定する第三者からの情報取得手続
- 2 前項の場合には、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。ただし、申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合は、この限りでない。

(仮差押え等による時効の完成猶予)

第四百四十九条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了した時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

- 一 仮差押え
- 二 仮処分

(催告による時効の完成猶予)

第四百五十条 (略)

(協議を行う旨の合意による時効の完成猶予)

第四百五十一条 (略)

(承認による時効の更新)

第四百五十二条 時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める。

- 2 前項の承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていないこと又は権限があることを要しない。

(時効の完成猶予又は更新の効力が及ぶ者の範囲)

第四百五十三条 第四百四十七条又は第四百四十八条の規定による時効の完成猶予又は更新は、完成猶予又は更新の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

- 2 第四百四十九条から第四百五十一条までの規定による時効の完成猶予は、完成猶予の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。
- 3 前条の規定による時効の更新は、更新の事由が生じた当事者及び承継人の間においてのみ、その効力を有する。

[2号要件]

法人の解散について、商業登記簿で確認し、清算において弁済をすべき者がいないことを確認すること。

[3号要件]

相続人が限定承認をした財産価格と強制徴収によって回収できる見込額を比較して実質的な回収が不可能と想定される場合。限定承認については、家庭裁判所に限定承認の申立があったかどうか照会する。

[4号要件]

滞納者が破産法による免責許可の決定を受けたことを確認するため、滞納者に裁判所の免責決定の写しの提出を求めること。他の法令による免責許可の決定の場合であっても同様に確認できる裁判所の決定書類の提出を求めること。

[5号要件]

滞納者が生活保護法の適用を受けていること。また、これに準ずる状態とは、本人の意思により生活保護の申請をしていないが、同法の適用基準に照らして適合していると認められる状態にある者をいう。資力の回復が困難な状態とは、就職、事業の改善、年金給付、相続等による収入の増加が当面の間見込めないこという。

これらの認定においては、将来的に生活保護状態を脱することも想定されるもので、原則として徴収停止を一定期間した後に適用するものとする。

また、滞納者本人の同意を得て、地方税若しくは国民健康保険税（料）の滞納につき、徴収の猶予（地方税法第15条）、換価の猶予（地方税法第15条の5）、滞納処分執行停止処分（地方税法第15条の7）及び市の徴収金につき延滞金の減免（野洲市督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例第5条等）の有無及びその理由（地方税法第15条の7第1項第1号の無財産か、若しくは同項第2号の生活困窮か）を所管課に確認し、著しい生活困窮状態及び資力回復が困難であることの判断材料とする

[6号要件]

滞納者の住所地や生活実態のあった場所等を追跡調査しても、なお実在が確認できない場合であって、徴収の見込みがないこと。

[7号要件]

条例第6条の規定により徴収停止の措置を講じた場合であって、措置を講じた日から原則1年経過した後、滞納者の生活状況等再度調査してもなお状況が変わらず、徴収することが著しく困難又は不相当であると認められるとき。

4 債権回収

(1) 履行期限の繰上げ

債務者が強制徴収公債権、非強制徴収公債権及び私債権の履行を遅延し、信用不安が生じていると判断したときは、自治法施行令第171条の3の規定により民法その他の法律に定めがある場合又は契約書に特に定めがある場合には、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をする。

既に、債務者が自治法施行令第171条の6の規定により分割納付等の履行延期の特約を受けている場合は、同政令第171条の3ただし書の規定により対象とならないので留意すること。

自治法施行令

(履行期限の繰上げ)

第七十一条の三 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第七十一条の六第一項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

民法

(期限の利益の喪失)

第三十七条 次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。

- 一 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。
- 三 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。

(期限前の債務等の弁済)

第九百三十条 限定承認者は、弁済期に至らない債権であっても、前条の規定に従って弁済をしなければならない。

- 2 条件付きの債権又は存続期間の不確定な債権は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従って弁済をしなければならない。

(相続債権者及び受遺者に対する弁済)

第九百四十七条 相続人は、第九百四十一条第一項及び第二項の期間の満了前には、相続債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。

- 2 財産分離の請求があったときは、相続人は、第九百四十一条第二項の期間の満了後に、相続財産をもって、財産分離の請求又は配当加入の申出をした相続債権者及び受遺者に、それぞれその債権額の割合に応じて弁済をしなければならない。ただし、優先権を有する債権者の権利を害することはできない。

- 3 第九百三十条から第九百三十四条までの規定は、前項の場合について準用する。

(相続債権者及び受遺者に対する弁済)

第九百五十七条 第九百五十二条第二項の公告があった後二箇月以内に相続人のあることが明らかにならなかったときは、相続財産の管理人は、遅滞なく、すべての相続債権者及び受遺者に対し、一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

- 2 第九百二十七条第二項から第四項まで及び第九百二十八条から第九百三十五条まで（第九百三十二条ただし書を除く。）の規定は、前項の場合について準用する。

(2) 債権の保全

債権管理担当者は、債務者が支払不能に陥ると想定される場合又は強制執行等によって債務者の財産が分配されることを知り得た場合は、自治法施行令第 171 条の 4 の規定により債権の保全措置を講じなければならない。

自治法施行令

(債権の申出等)

第七十一条の四 普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

①債権の申出

- ・ 強制執行の開始に伴う配当要求

債務者が他の債権者から強制執行を受ける場合には、市の債権を回収するため配当要求する。この場合、非強制徴収公債権及び私債権に係る配当を要求できるのは執行力のある債務名義を持つ債権者に限られるので留意すること。

- ・ 民事再生手続の開始に伴う配当要求

裁判所から民事再生手続開始決定の通知を受理したときは、通知に記された債権届出期間内に債権の届出を行う。

②担保提供の請求

債務者に信用不安が生じ、債権の回収に問題がある場合であって、債権を保全するため必要があると認めるときは、担保の提供等の保全措置を講じなければならない。

(3) 保証人に対する履行請求

連帯保証人等が存在する（例：市営住宅使用料 旧市営住宅条例第 14 条の規定）債権においては、滞納分について連帯保証人等に対して履行を求めることができる。滞納が生じた場合は、滞納者に対して督促、催告等の一連の納付指導を行うとともに、連帯保証人等にも同様の履行を求めるものとする。それでも納付されない時は、市営住宅の場合には住宅の明渡しを請求する。この時、併せて債務名義も取得する。

なお、令和 2 年 4 月 1 日より施行された市営住宅条例の改正により、連帯保証人 2 名の連署による請書を廃止したところであるが、施行日の前日以前の滞納市営住宅使用料にあっては、なお従前のとおりの取扱いとする。

市営住宅条例

(住宅入居の手続)

第 14 条 入居決定者は、入居の決定のあった日から 10 日以内に、請書を提出し、及び第 21 条の規定により敷金を納付しなければならない。

(4) 支払督促

債務者が非強制徴集公債権又は私債権を滞納し、再三の催告に対してもなお納付に応じない場合は、裁判所の手続を活用して債務名義を取得して強制執行に向けた事務を進めることとなる。

支払督促は、債務名義を簡易に取得するのに適した手続で、市が簡易裁判所に支払督促申立書を提出すれば、市の申立てによる主張の真否について実質的な審理をせずに書類の審査だけで支払督促が発せられる。

① 支払督促のメリット・デメリット

[メリット]

- ・書類審理のみで、簡易に債務名義を取得することができる。
- ・請求金額に上限がない。
- ・証拠書類は添付する必要がない。

[デメリット]

- ・債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に申し立てなければならない。
- ・居所不明の債務者に対しては申し立てすることができない。
- ・異議申立てがあると通常訴訟に移行する。
- ・金銭請求訴訟のみ。

② 支払督促の選択基準

支払督促は、債務者が異議申立てすると通常裁判に移行するなどのデメリットがあるため、その選択に当たっては、次の基準に照らして判断をする。

- ・請求金額が 140 万円以下であること。

通常訴訟に移行した場合には、自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を要するが、上記額以下であれば市長の委任専決によって迅速に対応ができる。

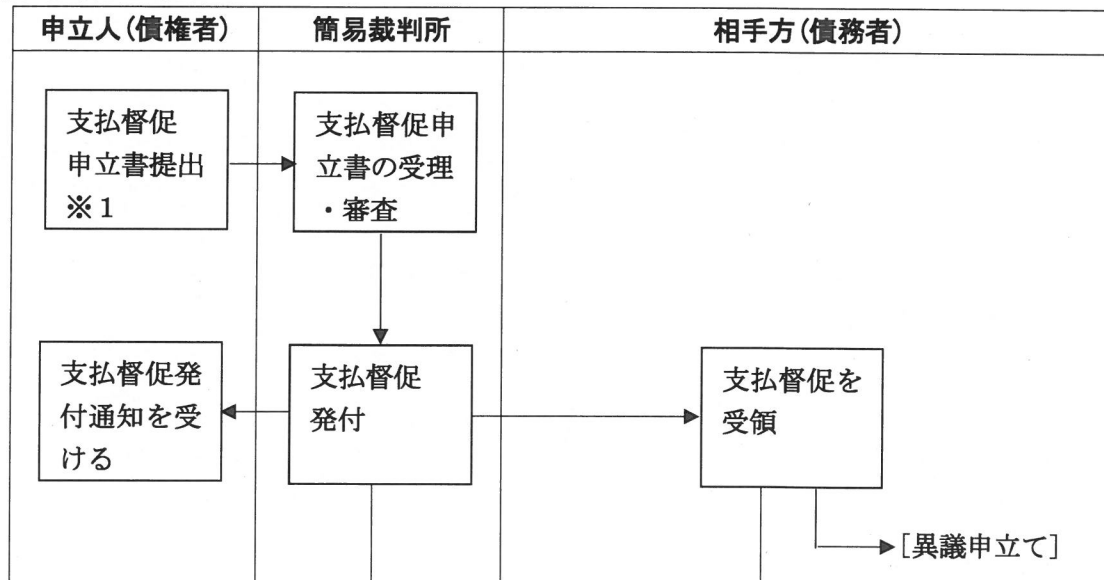
- ・債権の存否に争いがなく、かつ、金額が高くない場合であって、債務者が異議申立てをする可能性が低いこと。

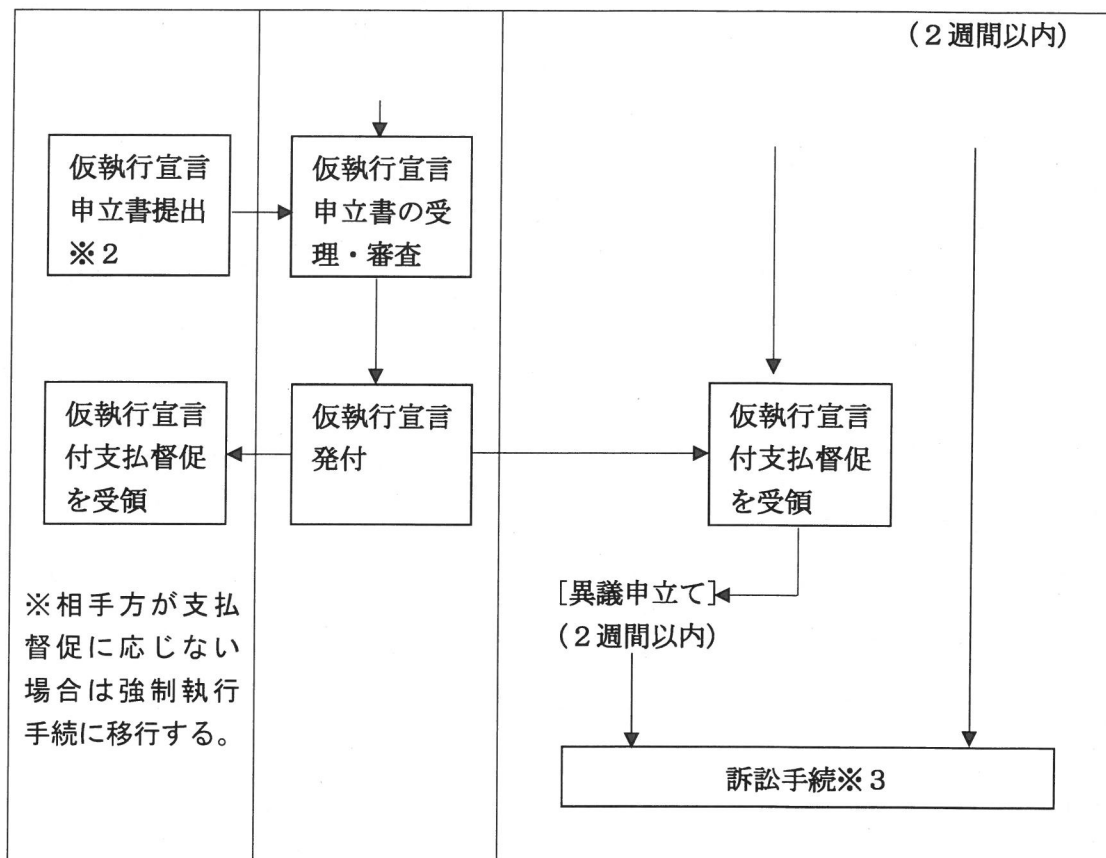
通常訴訟への移行が想定される場合は、当初から小額訴訟又は通常訴訟を行う。

- ・債務者が遠隔地に居住していないこと。

債務者が異議申立てをした場合、遠隔地の裁判所に出頭することとなる。

③ 支払督促の流れ





備考

※1 申立先は、相手方の住所地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官。

※2 申立期間は、支払督促に対する相手方の異議申立期間が過ぎてから30日以内。

※3 請求の額に応じて、簡易裁判所又は地方裁判所での手続となる。

(5) 訴訟

前記の支払督促による回収が適さない債権については、訴訟による方法を用いて債務名義の取得を目指します。訴訟は、裁判所において原告（訴えを起こす人）と被告（訴えを起こされた人）が互いの主張を述べ、証拠書類を提出して裁判官の判決を得るもので、強制的かつ最終的な解決手段となる。

訴訟を提起するには、簡易裁判所に訴えを起こすこととなる訴訟額が140万円以下の額であれば市長の委任専決によって、地方裁判所に訴えを起こすこととなる訴訟額が140万円を超える額であれば自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を得る必要がある。

① 訴訟のメリット・デメリット

【メリット】

- ・債務者の態度・協力に関係なく判決により決着できる。
- ・勝訴判決が下されれば、債務名義を得て強制執行が可能となる。併せて、債務者からの任意弁済が期待できる。
- ・裁判の途中においても訴訟上の和解を行うことができる。

【デメリット】

- ・支払督促等の他の方法と比較すると、費用や時間が掛かる場合が多い。
- ・強硬手段のため債務者との関係が悪化するおそれがある。

② 訴訟の選択基準

訴訟の選択に当たっては次の基準に照らして判断をする。

- ・支払督促では、相手方が異議申立てをすることが見込まれる場合

明らかに相手方が、異議申立てをすると想定される場合は、最初から訴訟を提起することが効率的であるため。

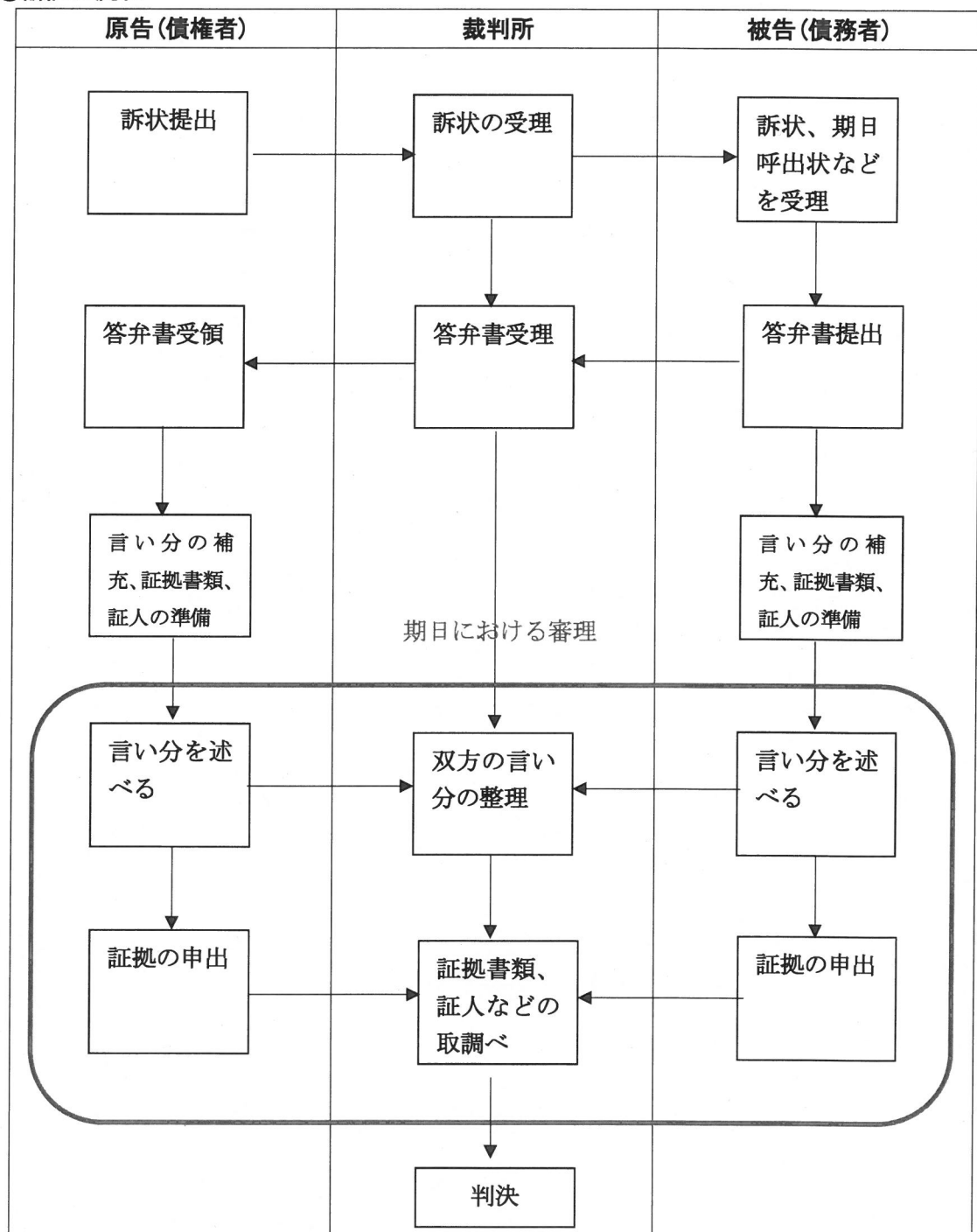
- ・相手方が遠隔地に居住していて、支払督促が適さない場合

遠隔地の相手方が、異議申立てをした場合には、相手方の住所地を管轄する裁判所での裁判となるため、交通費等の経費及び時間が掛かり非効率であり、基本的に持参債務（債務者が給付の目的物を債権者の住所又は営業所に持参して履行しなければならない債務）である市の債権であれば、当市を管轄する裁判所に提起することができる。

- ・債権の存在が明確であり、裁判に多大な時間を要しない場合

市の債権については、基本的に債権の存在自体を争うことがないと考えられるので、時間を要するケースは想定されにくい。

③訴訟の流れ



5 強制執行

(1) 強制執行

訴訟等の手続を経て債務名義が取得できれば、債権を回収するため強制執行の手続を行います。強制執行は、裁判所の力を借りて債権回収を行うもので、基本的には次のような事務の流れとなる。

なお、強制執行は債務者の生活に与える影響が大きいため執行に際しては、今一度納付相談を促す。

①債務者の財産を差押え ⇒ ②差し押えた財産を競売等 ⇒ ③換金した配当を受領

また、強制執行の要件となる債務名義の種類は民事執行法第22条に規定されている。

民事執行法

(債務名義)

第二十二条 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。

- 一 確定判決
- 二 仮執行の宣言を付した判決
- 三 抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判（確定しなければその効力を生じない裁判にあつては、確定したものに限る。）
- 三の二 仮執行の宣言を付した損害賠償命令
- 四 仮執行の宣言を付した支払督促
- 四の二 訴訟費用、和解の費用若しくは非訟事件（他の法令の規定により非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）の規定を準用することとされる事件を含む。）若しくは家事事件の手続の費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分又は第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める裁判所書記官の処分（後者の処分にあつては、確定したものに限る。）
- 五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの（以下「執行証書」という。）
- 六 確定した執行判決のある外国裁判所の判決
- 六の二 確定した執行決定のある仲裁判断
- 七 確定判決と同一の効力を有するもの（第三号に掲げる裁判を除く。）

(2) 強制執行の種類

種類	差押えする財産	メリット・デメリット
不動産執行	土地、家屋等	メリット ・ 換価金額が大きい。 デメリット ・ 抵当権等の優先担保権が付されている場合は配当が回ってこない。 ・ 換価までに時間と費用が掛かる。
動産執行	自動車、絵画骨董品、家財、株券等 (裁判所執行官が実施)	メリット ・ 早く簡単にできる。 デメリット ・ 高価な物は少なく総じて換価金額が低い。
債権執行	預金、給与、売掛金等 (裁判所が実施)	メリット ・ 簡易、迅速な回収が可能 デメリット ・ 発見するのが困難な場合が多い。

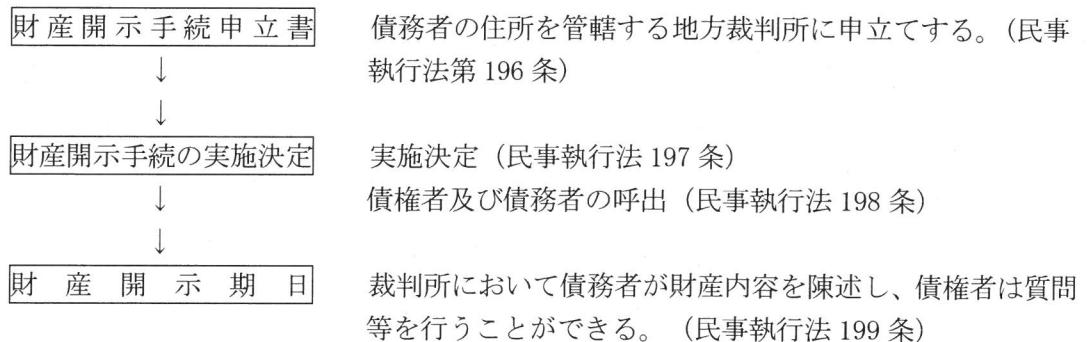
(3) 財産開示手続

強制執行を実施するには、相手方の財産を調査して把握する必要があるが、実際には確実な調査が難しい場合が多い。財産開示手続は、裁判所が債務者に対して財産内容の開示を命じる制度です。この制度を利用するには、金銭債権の債権者で、かつ、仮執行宣言付判決、支払督促、執行認諾文言付公正証書を除いた執行力ある債務名義の正本を有する債権者である必要がある。

①前提条件

- ・強制執行や担保権の実行によって完全な弁済を受けられなかった場合
- ・債務者の知れている財産に強制執行や担保権の実行をしても完全な弁済を受けられない場合
- ・債務者が3年以内に財産開示期日に財産について陳述していないこと。

②手続の流れ



※財産開示期日において債務者が出頭しなかった場合又は宣誓した開示義務者が、陳述すべき事項について陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたときは罰則がある。(民事執行法199条)

第4 財務上の処理

1 不納欠損処理

債権を管理する所管課は、強制徴収公債権及び非強制徴収公債権にあつては法定の要件を満たしたとき、私債権にあつては時効の援用があつたとき、又は条例第7条の規定により債権放棄をしたときには、会計規則に定めるところにより不納欠損処分を行うものとする。

野洲市会計規則

(不納欠損処分)

第26条 歳入調定権者は、毎年度末において、既に調定した歳入(前条の規定により繰り越された歳入を含む。)に、その徴収の権利が消滅しているものがあるときは、これを不納欠損金として整理しなければならない。

2 市長の委任を受けた歳入調定権者は、前項に定めるものを除くほか、不納欠損金として整理すべきものがあるときは、その科目、金額、納入義務者の住所及び氏名並びに事由を明示した上、その整理について市長の指示を受けなければならない。

3 歳入調定権者は、前2項の規定により不納欠損金として整理するときは、徴収簿又は滞納繰越簿を整理するとともに、出納機関に対し、この旨を通知しなければならない。